

- **市内水道業者用（新規申請）** -

平成29年度津山市水道局工事等一般競争（指名競争）入札参加資格申請書提出要領

平成28年4月に提出された資格申請の有効期限が2年間であるため、本年度の受付は、**新規資格申請についてのみ**です。

ただし、平成28年度に登録済みの業者については、中間年に提出を求めている書類があります。中間年の提出書類については、津山市水道局ホームページをご覧ください。

1 主な申請要件

津山市財政部契約監理室で公表されている「平成29年度 入札参加資格申請要領（建設工事市内新規業者用）」の「1. 一般競争（指名競争）入札参加資格申請書が提出でき、資格者名簿に登録できる事業者」で示されている要件のほか、以下の要件が必要となります。

- (1) 建設業法第3条の規定による**管工事業及び水道施設工事業**の許可を受けていること。
- (2) 津山市水道局の**指定給水装置工事事業者**であること。
- (3) 津山市内に建設業法第3条第1項に規定する営業所を設置していること。
- (4) 水道関連団体に加盟していること。
- (5) **配水管技士又は配水管技能者3人以上**、かつ、**給水装置工事主任技術者2人以上**を常勤で雇用していること。

なお、「配水管技士又は配水管技能者」と「給水装置工事主任技術者」とは、同一の者が兼ねることができます。

上記「配水管技能者」は、社団法人日本水道協会が行う配水管工技能講習会を修了し、一般継手管及び耐震継手管の配水管技能者として配水管技能者名簿に登録された者。

2 申請書類

津山市財政部契約監理室に提出する申請書類一式（「津山市建設工事等一般競争（指名競争）入札参加資格申請書（建設工事用）」ほか書類一式）と同じ要領で提出してください。

提出書類のうち、原本の指定については津山市財政部契約監理室の提出要件と同じです。

上記申請書類のほか、水道局独自様式である「**資格取得者名簿**」を併せてご提出ください。

資格取得者名簿の様式は、水道局ホームページからダウンロードできます。

津山市の発行する納税証明書は、財政部税制課で証明したもので、**平成29年3月24日以降のものを**提出してください。（平成29年4月1日以降に税制課で証明を受ける場合、3月末納期到来分の市税等について、納税証明を受けること。）

2週間以内に納税したものに係る納税証明を請求する場合は、その「領収証書」を持参のこと。

3 特記事項

平成29年度の入札参加資格申請に必要な「**経営事項審査の総合評価値通知書**」(以下「**通知書**」といいます。)については、**審査基準日が平成27年8月1日から平成28年7月31日までのもの及び最新のものの写し**を提出してください。

有効期限は、建設業法第27条の23及び同施行規則第18条の2により、審査基準日から1年7ヶ月と定められています。有効期限切れとならないように、入札参加資格申請後も経営事項審査を受けてください。

なお、有効期限が切れていると、指名や契約が出来ません。また、応札を無効とすることになるので充分注意してください。

「資格取得者名簿」の作成要領(市にない様式で、水道局が独自に求める必須資料)

1) 資格証明の写しを必要とします。

水道関係の資格証の写しの添付忘れに注意。

有効期限の確認のため、カード状の資格証(配水管技士資格認定証、配水管技能者登録証)の写しを添付してください。

2) 記入する資格の種類(資格区分)は、次のとおりです。

- ・ 給水装置工事主任技術者(水道法)
- ・ 配水管技士(日水協)
- ・ 配水管技能者(日水協)
- ・ 1級・2級土木施工管理技士(建設業法)
- ・ 1級・2級管工事施工管理技士(建設業法)
- ・ 技術士(技術士法)

3) 資格者の顔写真を貼付してください。

技術者の本人確認、現場でのスムーズな指示伝達のため。

写真は、申請前6ヶ月以内のもので、白黒、カラーは問いません。デジタルカメラで撮影、プリントアウトされたものでもかまいません。

4) 提出書類の一番上になるように綴って提出してください。

4 その他

今後の格付に関して、主観点におけるISO加算、防災協定又は消防団協力事業所に係る加算については、平成30年度格付け時から廃止します。

5 申請書の提出先及び受付期間

【申請書の提出先】 津山市水道局 業務課 庶務係(電話0868-32-2104)

提出は、持参に限る。郵送では受け付けない。

【受付期間】 **平成29年4月3日(月曜日)から平成29年4月20日(木曜日)まで**
(休日を除く執務時間中)

執務時間は、8:30から17:15です。